

《施工実績・工事成績》

【問－１】工事成績の平均点を求める対象は、期間内に完成した工事ですか。

【答－１】工事成績評定の通知日を基準に平均点を算出します。工事が完成していても期間内に工事成績評定通知がなされていない場合は、対象とはなりません。

【問－２】同種工事・類似工事の違いは何ですか。

【答－２】同種工事とは、発注工種が同一の工事を指します。

類似工事とは、入札参加資格条件として別に施工実績の条件を定めた場合において、その条件に適合する工事をいいます。

【問－３】過去に共同企業体で受注した工事の実績は評価の対象となりますか。

【答－３】出資比率に関わらず、「施工実績」・「工事成績」及び「優良表彰」とも評価の対象となります。

《配置予定技術者》

【問－４】工事の途中で主任技術者を交代した工事も、施工実績として認められますか。

【答－４】工期の過半数以上の期間を主任技術者として従事したもののみを施工実績とします。

【問－５】現場代理人として工事に従事した場合も、施工実績として評価されますか。

【答－５】主任（監理）技術者として従事した工事のみを実績として評価します。

現場代理人としての実績は評価の対象とはなりません。

また、低入札に伴い義務付けられた増員分の技術者（担当技術者）としての実績も評価しません。

【問－６】簡易型A以上の工事は、一級国家資格を有した者しか、主任技術者になれませんか

【答－６】一級国家資格を有しない者であっても工事の主任技術者となることは可能です。

【問－７】配置予定技術者を「工場製作期間」と「現地施工期間」で交代することは可能ですか。

【答－７】工場製作から現地施工に移行する場合には、配置予定技術者の変更が可能です。なお、この場合には現地での施工を担当する技術者を配置予定技術者として評価の対象とします。

【問－8】 国家資格者の資格者証の写しとは、監理技術者証も含まれますか。

【答－8】 監理技術者証は含まれません。

【問－9】 配置予定技術者が過去に所属した会社の実績や成績の取扱いはどうなりますか。

【答－9】 当該技術者の実績や成績として取扱います。

【問－10】 一級国家資格者の資格と発注工種の間係を教えてください。

(一級国家資格であれば、どの工事でも評価されるのですか)

【答－10】 「総合評価方式の手引き」のP20の発注工種と建設業許可業種との対応表により、当該工事の発注工種に対応する建設業許可業種において、建設業法第15条第2号のイに該当するものを評価の対象とします。

ただし、発注工種に対応する建設業許可業種が、とび・土工になっている発注工種については、一般土木工事に準じます。

《ISO・優良表彰・災害協定》

【問－11】 管内優良工事表彰などの市町村発注工事の表彰や農林水産部の団体営発注工事の表彰も評価の対象となりますか。

【答－11】 優良工事表彰の有無については、県発注工事の表彰のみを対象とし、市町村発注工事や団体営発注工事の表彰は評価対象としません。

【問－12】 個別入札ごとに災害協定への参加証明書を発行して貰う必要がありますか。

【答－12】 当該年度の4月1日以降に発行された証明書の写しであれば当該年度の期間は有効と評価します。

《継続学習》

【問－13】 CPDとCPDSという言葉を見ますが、違いは何ですか？

【答－13】 CPD (Continuing Professional Developmentの略称) とは、継続的能力開発を意味し、一般的に継続学習、または継続教育と呼ばれます。このうち、全国土木施工管理技士会連合会が運営するCPDのみがCPDSと呼ばれています。富山県ではCPDSも含め、各種の団体が運営するCPDを評価の対象とします。

【問－14】 継続学習 (CPD) は全ての総合評価方式で評価項目となるのですか？

【答－14】 富山県では、予定価格2千万円以上の一般競争入札で総合評価方式を実施していますが、継続学習 (CPD) の対象となるのは、このうち「配置予定技術者の能力」を評価項目とする標準型と簡易型Aのみです。全ての工事の入札に継続学習 (CPD) の単位取得が必要となるわけではないので、CPDの加入にあたっては、各企業で取得の必要があるか判断いただくようお願いします。

【問－15】 継続学習（CPD）は、「保有する資格」として評価される国家資格に関連する単位しか評価されないのですか？

【答－15】 富山県の総合評価方式における継続学習（CPD）は、あくまで技術者が能力の維持向上に努める取り組み姿勢を評価するものであり、「保有する資格」として評価する国家資格との関連性は求めません。推奨単位1/2以上の単位取得が認められれば、保有する国家資格に関わらず評価の対象とします。

【問－16】 なぜ、継続学習（CPD）の評価を国のように一定の単位取得（20単位以上の取得で加点）とせず、推奨単位以上での評価とするのですか？

【答－16】 CPDは運営する団体によりその目的が異なり、対象とする講習の実施件数等も異なります。このため、能力の維持向上に必要な単位を一律に評価することができないことから、各運営団体で設定している取得すべき単位の目安としての推奨単位を基準とするものです。